



三重県公報

令和4年12月22日（木）

号 外

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
	人 事 委 規 則		
	三重県人事委員会規則7-16（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人 事 委 員 会）	2
	人事委・教育委規則		
9	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	（人事委員会・教育委員会）	2
	病院事業庁管理規程		
12	三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	（病 院 事 業 庁）	3

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男

三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を改正する規則
 第一条 三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の二百十 二 再任用職員 百分の百	（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十 二 再任用職員 百分の九十

第二条 三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十五	（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百分の二百十 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条の規定は、令和四年十二月一日から適用する。
 （職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部改正）
- 三重県人事委員会規則七一一八〇（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を次のように改正する。

第八条のうち、三重県人事委員会規則七一一六（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則）第十三条第一号の改正規定中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、同条第二号の改正規定中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

人事委規則
教育委

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年十二月二十二日

三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
 三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県人事委員会規則
 三重県教育委員会規則 第九号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 ^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則} 第二号）の
 一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県 委員会が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の二百十以内 二 再任用職員 百分の百以内	（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県 委員会が定めるものとする。 一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内 二 再任用職員 百分の九十以内

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県 委員会が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百 分の二百以内 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の九十五 以内	（勤勉手当の成績率） 第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分 に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県 委員会が定めるものとする。 一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 百 分の二百十以内 二 定年前再任用短時間勤務職員 百分の百以内

附 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。
- 第一条の規定による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則の一部改正）

- 公立学校職員の定年の引上げ等に伴う関係規則の整備に関する規則（令和四年 ^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則} 第五号）
 の一部を次のように改正する。

第六条のうち、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条第一号の改正規定中「百分の百九十」を「百分の二百十」に、同条第二号の改正規定中「百分の九十」を「百分の百」に改める。

病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和四年十二月二十二日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

三重県病院事業庁管理規程第十二号

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成十一年三重県病院事業庁管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当） 第二十四条 （略） 2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。 一 院長 <u>百分の六百</u> 二 第三条に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 <u>百分の四百</u> 三 第三条に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 <u>百分の三百</u> 四 再任用職員 <u>百分の九十五</u> 五 前各号に該当しない病院事業職員 <u>百分の二百</u>	（勤勉手当） 第二十四条 （略） 2 勤勉手当の支給率に用いる病院事業職員の勤務成績等による成績率は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で管理者が定めるものとする。 一 院長 <u>百分の五百七十五</u> 二 第三条に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける病院事業職員のうち、管理者が定める職にある者 <u>百分の三百八十</u> 三 第三条に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける病院事業職員のうち、前二号に該当しない者 <u>百分の二百八十五</u> 四 再任用職員 <u>百分の九十</u> 五 前各号に該当しない病院事業職員 <u>百分の百九十</u>

附 則

1 この管理規程は、公布の日から施行し、改正後の三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第二十四条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

2 三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程（令和四年三重県病院事業庁管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

三重県病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第二十四条第二項第四号の改正規定中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同管理規程附則の改正規定中「1ゝ8」を「1ゝ7」に改め、附則第九項を附則第八項とし、附則第十項から附則第十二項までを一項ずつ繰り上げる。

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
